

建設工事請負一般競争入札公告

社会福祉法人 交響 きつつきクレイドル（仮称） 新築工事について、
下記のとおり一般競争入札を公告します。

令和 7 年 6 月 30 日
社会福祉法人 交響
理事長 安部 倫久

記

1. 工事概要

- (1) 工事名称 障害福祉サービス就労継続 B 型事業 きつつきクレイドル（仮称）
新築工事
- (2) 工事場所 広島市東区曙 2-9
- (3) 工事内容 新築工事：建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事
冷暖房設備工事、就労・訓練設備取付工事等
- (4) 工事期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 20 日まで
- (5) 建物概要 構 造：RC 造 2 階建て
用途：障害福祉サービス就労継続支援 B 型事業
敷地面積：875.19 m² 建築面積：349.70 m² 延べ面積：624.42 m²

2. 入札方法

- | | |
|------------|--------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 入札予定価格 | 有 事後公表 |
| (3) 調査基準価格 | 有 非公開 |
| (4) 入札保証金 | 無 |

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号及び広島市契約規則第 2 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 広島市長が定めた競争入札参加資格審査により、対象工事の業種に係る資格の認定を受けた者であること。
- (4) 特定建設業の許可を得ており、広島市における「建築一式工事」の等級区分が A または B であること。なお、A は、地元事業者（建設業法上の主たる営業所を本市の区域内に置く有資格者）に限る。
- (5) 本店、支店又は営業所を広島市内に有する者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの間において、広島市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 当該工事と同じ構造(RC 造)で延べ床面積以上の工事实績がある者。
- (8) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

- (9) 建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。また、技術者は、開札日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ開札日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。

4. 一般競争入札参加申出書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和7年7月7日(月曜日) 12時 まで
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く

(2) 提出書類

一般競争入札参加申出書

添付書類

ア 会社案内・施工実績書

イ 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書

ウ 広島市建設工事競争入札参加確認書

エ 建設業許可証明書

オ 工事監督者経歴書、資格証、雇用関係を確認できるもの

※イ～オは写しとし、提出書類は返却しません。

(3) 提出方法

郵送・持参どちらか(事前連絡必須)

※ 締切日 令和7年7月7日(月曜日) 12時必着

(4) 提出・問い合わせ先

〒732-0013 広島市東区戸坂南 1-27-2 社会福祉法人 交響

担当 : 事務長 柴坂 真弓

電話 : 082-229-7005 FAX : 082-229-7008

E-MAIL : shibasaka@koukyou.or.jp

※ 問い合わせ時間は、9時から16時までとする。(土日祝日を除く)

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全ての業者に参加資格の有無について書面にて通知する。

- (2) 入札参加資格が有りと確認された業者には、設計図書等(入札書等書式、図面・仕様)は、さらに「見積要綱・現場説明会について・積算に関するお願い等」を加えて建築設計士から、郵送または受け渡しとする。

※現場の確認の場合は、必ず連絡すること。

6. 入札日程等

- (1) 公告日 令和7年6月30日(月曜日)

(2) 入札予定日

- ① 日 時 : 令和7年7月30日(水曜日) 午後2時から

(13時30分から13時45分までに受付を完了すること)

- ② 入札場所 : 社会福祉法人交響 生活介護事業所和音 1F 地域交流スペース
広島市東区牛田新町4丁目12番

- ③ 入札方法：入札書を封筒に入れ厳封の上、立会者に提出
- ④ 開 札：入札後即開札（別室）

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者があるときは、当該者を落札者とする。
- (2) ただし、本件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (3) 予定価格の範囲内かつ調査基準価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する（入札は 3 回までとする）。
- (4) 上記(3)によっても落札者がいない場合は、以下の事項を条件として、最低入札価格提示者の意向を確認した上で随意契約に移行することとする（最低価格で入札した者に随意契約の意向が無い場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）。
 - 条件 1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ調査基準価格以上であること。
 - 条件 2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - 条件 3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
 - 条件 4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、当法人及び業者が署名（捺印）すること。
- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が 2 以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札当日に工事費内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
- (6) 入札に参加する者の数が 1 社のみの場合についても 7-(3) の通りとする。
- (7) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和

22 年法律第 54 号)等に違反する行為を行ってはならない。

(8) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- ③ 不備な入札内訳書を提出した者が入札
- ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者が入札
- ⑥ 入札後に辞退を申し立て、その申し立てを受理された者がした入札
- ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札書の押印がないもの

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

ウ 押印された印影が明らかでないもの

エ 記載すべき事項の記入のないもの又は記入事項が明らかでないもの

オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

キ 2 以上の入札書を提出した者、又は 2 以上の者の代理をした者

⑧ 前項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約方法等

(1) 様式契約に関する細目は民間(七会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。

ただし、第 5 条ただし書を削除し、いかなる場合も一括下請負を禁止する。

(2) 受注者は、契約を結んだのち、速やかに工事費内訳明細書・工程表を発注者に提出して、その承認をうける。

(3) 契約保証金の徴収は免除する。

(4) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた 1 週間以内とし、1 週間以内に契約の締結ができない場合は、再入札とする。

(5) 落札決定から本契約までの間に広島市の入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする)。

(6) 支払い条件

別紙に示す。

中間時、完成時は福祉医療機構および国庫補助金の手続きの交付後、速やかに支払いとする。

10. その他

(1) 公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること

(2) 契約後の工事に関する一切の手続き、諸官公庁に対する届出は、受注者において行うものとする。

それに要する費用は受注者の負担とする。道路補修、隣家補償、騒音、その他施工上の諸問題はすべて受注者の責任において処理すること。

以上